

1か月(30日)あたりの施設利用料

特別養護老人ホームとくぢ苑(ユニット型)
平成28年4月1日現在

I 負担割合が1割の場合

		介護サービス 利用料	加算料金	負担区分	居住費	食費	合計
ユニット型・個室	要介護1	18,750	4,347	第1段階	24,600	9,000	56,697
				第2段階	24,600	11,700	59,397
				第3段階	39,300	19,500	81,897
				第4段階	59,100	41,400	123,597
	要介護2	20,730	4,464	第1段階	24,600	9,000	58,794
				第2段階	24,600	11,700	61,494
				第3段階	39,300	19,500	83,994
				第4段階	59,100	41,400	125,694
	要介護3	22,860	4,589	第1段階	24,600	9,000	61,049
				第2段階	24,600	11,700	63,749
				第3段階	39,300	19,500	86,249
				第4段階	59,100	41,400	127,949
	要介護4	24,840	4,706	第1段階	24,600	9,000	63,146
				第2段階	24,600	11,700	65,846
				第3段階	39,300	19,500	88,346
				第4段階	59,100	41,400	130,046
	要介護5	26,820	4,823	第1段階	24,600	9,000	65,243
				第2段階	24,600	11,700	67,943
				第3段階	39,300	19,500	90,443
				第4段階	59,100	41,400	132,143

II 負担割合が2割の場合

		介護サービス 利用料	加算料金	負担区分	居住費	食費	合計
ユニット型・個室	要介護1	37,500	4,347	第1段階	24,600	9,000	75,447
				第2段階	24,600	11,700	78,147
				第3段階	39,300	19,500	100,647
				第4段階	59,100	41,400	142,347
	要介護2	41,460	4,464	第1段階	24,600	9,000	79,524
				第2段階	24,600	11,700	82,224
				第3段階	39,300	19,500	104,724
				第4段階	59,100	41,400	146,424
	要介護3	45,720	4,589	第1段階	24,600	9,000	83,909
				第2段階	24,600	11,700	86,609
				第3段階	39,300	19,500	109,109
				第4段階	59,100	41,400	150,809
	要介護4	49,680	4,706	第1段階	24,600	9,000	87,986
				第2段階	24,600	11,700	90,686
				第3段階	39,300	19,500	113,186
				第4段階	59,100	41,400	154,886
	要介護5	53,640	4,823	第1段階	24,600	9,000	92,063
				第2段階	24,600	11,700	94,763
				第3段階	39,300	19,500	117,263
				第4段階	59,100	41,400	158,963

- ※1 医療費、薬剤費、個人購入品等は実費を徴収させていただきます。
 ※2 加算料金は、別掲加算項目一覧表の常時加算分のみで算定しております。

加算項目一覧表

特別養護老人ホームとくぢ苑(ユニット型)
平成28年4月1日現在

	加算名	金額		加算要件
		負担割合1割	負担割合2割	
職員配置	◎ 看護体制加算Ⅰ 1	12	24	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	◎ 夜勤職員配置加算Ⅱ 1	46	92	従来型・ユニット型両施設で、夜勤職員の合計数が最低基準を1名以上上回っている場合
	◎ 個別機能訓練加算	12	24	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、機能訓練計画に沿って個別に機能訓練を実施した場合
	◎ サービス提供体制強化加算Ⅰ イ	18	36	事業所の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
	◎ 認知症専門ケア加算Ⅰ	3	6	入所者のうち、日常生活自立度がⅢ以上の方が対象。認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を規定の人数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
食事	◎ 栄養マネジメント加算	14	28	常勤の管理栄養士を1人以上配置し、栄養ケア計画を作成、栄養管理を実施・記録している場合
看取り	看取り介護加算1	144	288	死亡日以前4～30日
	看取り介護加算2	680	1,360	死亡日の前日・前々日
	看取り介護加算3	1,280	2,560	死亡日
その他	初期加算	30	60	入所開始日から30日以内の期間に加算
	外泊時費用	246	492	病院等へ入院した場合または居宅などへ外泊した場合(月6日を限度)
	若年性認知症入所者受入加算	120	240	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
処遇改善	◎ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.9%	5.9%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算以外の加算】×0.059で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。

※2…加算については、1日または1回あたりの単位(円)となります。